

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

## 親会社の内部監査室に頼った孫会社の会計不正事件－アウトソーシング

2021年9月8日、(株)アウトソーシング(OS)の子会社である(株)アウトソーシングテクノロジー(OST)の監査法人トーマツに内部告発文書が届いた。そこには、OSTの子会社アネブル(EN)の仕掛品計上について不適切な会計処理がなされ、OSTの内部監査室がこれを隠蔽している疑いがあると指摘されていた。

これを受けて、OSTの監査等委員会は9月10日、OSの内部監査室に調査を依頼、OSの内部監査室の社内調査の過程で、具体的な疑義があることが明らかになった。

2021年9月29日の取締役会にて外部調査委員会の設置を決議して調査に入ったところ、OS及びOSTにも不正の疑義が発覚し、2021年12月28日、調査報告書が公表された。

この調査報告書に従って、孫会社のENの事件を追ってみた。

### 1. EN、OST及びOSの概況

ENはエンジン性能試験・信頼性評価の受託事業、エンジン等の試験・評価技術者の派遣事業、エンジン等の試験・評価技術者の派遣事業及び自動車部品、プロトタイプの開発・製造等を業とし、愛知県刈谷市にあり、監査役設置会社、従業員は330名、売上高は36.2億円。資本金は1億円、株主はOST(99.5%)(2020年12月末現在)。

OSTは、株主はOS(100%)、従業員(連結)6,343人、売上高(連結)は924億円(2019年度連結)、業種はR&D(研究開発)に特化した機械・電子・ソフトウェアの技術者派遣及び開発請負である。その親会社のOSは売上高3,651億円(2020年度連結)、従業員(連結)93,028人である。

### 2. ENの不適切な会計処理とその手口

遅くとも2016年12月期より行われた。2020年12月までに約9.2億円でその内容は次の通りである。

- ① **架空売上** 架空売上を2016年12月期に架空売上、2017年2月度で売上高の取消し。ENの前代表取締役社長X氏の知り合いの〇社に2017年11月に架空売上計上、

2017年12月にp社ENの実験棟等の施工費支払時に上乘せし、その後、p社からo社に循環させ、回収させた。2018年12月度にX氏の知り合いのq社に8,500千円の架空売上を計上し、翌期の2019年3月度に、q社からの架空仕入れ8,514千円を計上した。OSTの執行役員のS氏の主導のもと、X氏は知り合いのr社に2020年12月度に架空売上6,400千円を計上した。2021年1月度にX氏の知り合いのs社から仕入れた中古車をr社に販売したという名目である。

- ② 売上の前倒し計上 2019年12月期及び2020年12月期において行われた。
- ③ 仕掛品残高の不適切な調整 ①架空在庫の計上 ②試験部における各期の仕掛品の不適切な調整 ③碧南デザインセンターにおける仕掛品の費用化時期の調整
- ④ 前渡金に係る不適切な会計処理 前渡金計上された取引は仕入等の費用が発生していたにも拘らず、費用への振替処理を行わなかった。
- ⑤ 受注損失引当金の計上回避 特定の案件に係る仕掛品残高調整により行われた。
- ⑥ 減損損失の計上回避 神戸テクニカルセンター及び西湘テクニカルセンターの2拠点について、他部署の売上を付け替えることにより減損兆候の判定を回避した。
- ⑦ 経費等の先送り (ア)経費につき発生した月に計上しない、あるいは減額して計上し、現預金支出が発生した月(翌四半期)に計上 (イ)労働保険料・社会保険料に関して、概算計上額を恣意的に計上しない、あるいは減額して計上する。
- ⑧ 固定資産の不適切な計上 (ア)販売用として仕入れた可視化単気筒エンジン改造を固定資産に計上 (イ)販売用で仕入れ、売却済のダンパーテスターを固定資産に計上
- ⑨ 前受金に係る不適切な会計処理 修繕費及び消耗品費を費用計上せず、当該費用とは関係のない前受金と相殺した。

### 3. 主たる関与者

前社長X氏と彼の指示に基づいて前経理部長が具体的に実行した。取締役V氏は、2021年2月に前渡金に関する不適切な会計処理が発覚した際、その調査過程でX氏が当該処理を指示したことを把握したにも関わらず、これを隠蔽した。

実は、取締役V氏はOSTの執行役員を兼務していたのである。後述するように、第三者調査委員会の調査で、OST及びその親会社のOSにおいては、2013年頃から「パーティー取引」という売上高の水増しや、不適切な会計処理を「レガシー」と呼んでいたことが明らかになっていた。V氏以外にも後述するようにOSTの役員らが複数人関与していた。

### 4. ENの不祥事行為の動機

- ① 前社長X氏による予算達成に対するプレッシャー 親会社のOSグループは右肩上がりの成長戦略の下で、2017年1月以降親会社となったOSTの関与の下、売上高は前

年比 109~133%、営業利益は前年比 117~166%の予算としたが、2020 年 12 月期に至るまで達成できていない。OS 及び OST からプレッシャーを受けてはおらず、達成できていなくとも特段何も言われなかったが、予算の営業利益は OS 及び OST にコミットしており、EN の業績を伸ばすためには設備投資を続ける必要があり、そのため X 氏は前経理部長に対し、予算達成を目的とした不適切な会計処理を指示した。

- ② **従業員の賞与への悪影響の回避** 賞与の支給については、OST の経営会議での報告及び経営管理本部長と担当役員の承認が必要であったため、予算の大幅な未達による賞与に対する悪影響を懸念し、X 氏の指示を断ることができなかった。
- ③ **実行者自身の責任の回避** 受注損失引当金の計上回避や減損損失計上回避は、前経理部長からの要請に加え、EN の執行役員 AG 氏が自身の所属する部署の実績が原因で自身の責任を問われることを恐れた。

## 5. EN 自身の問題—X への権限の集中、X 氏の意向に異議を述べられない企業風土（内部統制の無効化）

X 氏は EN の創業者で 20 年間社長を務めた。一方的にまくし立てる取締役会や経営会議で、前経理部長を含む EN の役職員は自身の意見を述べることは難しい状況だった。

## 6. 発覚後の対応

- ① EN は、OST の内部監査室による監査を受けていたが、2021 年 2 月に、EN の前経理部長による EN の前渡金に係る不適切な会計処理が発覚した後、V 氏（EN の取締役兼 OST の執行役員）が、X 氏から「今回のような経理処理を招いたのは、予算達成が難しい状況にもかかわらず、私が前経理部長に経理処理による対応を求めたことによります。」とのメールを受領していたにもかかわらず、その旨の報告を受けた M 氏（EN の取締役兼 OST の取締役・経営管理本部長）と協議の上、子会社における経営者不正の発覚により、OST の株式上場への影響を懸念して、これを隠蔽した。つまり、OST の監査室長が東証等への隠蔽を図るべく、内部監査による発見事項の一部を内部監査報告書に記載せず、また、会計監査人に対するヒアリングを受ける者には、自ら作成した想定問答に従って回答するように指導した。
- ② 従業員が OST の内部監査室及び V 氏等による調査において、前渡金以外の不適切な会計処理の存在を伝えたが、それらについて詳細な確認等がなされないまま、また会計監査人に伝えられることもなく、本件調査まで発覚しなかった。
- ③ **OST 株式の上場を背景とした減損兆候ありとの判定の回避** 2021 年 6 月には、東証に対して上場を申請するに至ったところ、2021 年 12 月期第 3 四半期において、減損の兆候ありとされる可能性を監査法人から示唆され、同年 3 月に EN の執行役員になった S 氏は何としても減損兆候ありとの判定を回避したいと思った。

- ④ OST の内部監査室長は、内部監査報告書や改善指示書を東証に提出する必要があったところ、OST 幹部から、発見事項の全てを見せることことに消極的である旨の発言を聞き、内部監査で発見された指摘事項について全てを記載せず、提出期限内に改善可能な事項に限って記載した。記載しない事項については、OST の社長、L 氏、M 氏、V 氏に報告し、裏の監査概況書は、L 氏、OST 取締役、常勤監査等委員及び OST 内部監査室に提出した。また、内部監査室長は、EN の前経理部長による前渡金に係る不適切な会計処理が発覚した際の調査では、X 氏の指示ではなく、前経理部長が単独で実施したように結論付けた。

そして会計監査人の調査時には、X 氏にはプレッシャーについては述べないように指導し、OST の常勤監査等委員の p 氏にも会計監査人のヒアリングの際には、出席予定の監査等委員会においては発言に留意してほしい旨を伝えた。

- ⑤ 会計監査に対する誤った理解と会計監査人に対する不適切な対応があった。S 氏（EN の執行役員兼 OST の執行役員）は、2021 年 12 月期第 3 四半期における減損兆候ありとの判定に係る会計処理が不適切であるとの認識をしていた一方で、AG 氏（EN 執行役員・管理本部総務人事部長）や前経理部長に指示した上で、事態と異なる証憑書類を作成させ、これを会計監査人に提出した。S 氏は、会計監査人には、取引の実態等を積極的に告げる必要はなく、何らかの説明ができれば問題ない。無限定適正意見を得ることができれば良い、と供述している。
- ⑥ 関係役職員の規範意識の鈍麻があった。2013 年 12 月期ころから OS における「バーター取引」という売上高の水増しや経費計上の先送りを行っていた。不適切な会計処理を「レガシー」と称していた。OST においても、遅くも 2016 年 12 月期「バーター取引」が行われ、「レガシー」という用語が使われていた。前経理部長は、EN の従業員に対する賞与のために大義ある行為であり、計上時期をずらす程度であれば OST の「バーター取引」に比べれば、EN でのそれは「正直かわいいものじゃないか。」と供述した。
- ⑦ OST の内部監査室長は、内部監査の際、「不正は上手くやればいいんじゃないの。やれるならどんどんやった方が良い。」「(EN の不適切会計処理は) 会計上の不備といってもたいした金額ではない。」と述べていた。
- OST の内部監査室が EN における不適切な会計処理を隠蔽する部署として機能した。OST の経営管理本部も同様である。

## 7. その他の関連事項

- ① 監査体制の不備 EN の監査役は、OST の監査等委員 1 名が兼任していたが、この報告書には、活動した様子は全く書かれていない。OST の監査等委員会は、補助使用人を置いておらず、各委員が 16 の子会社及び関係会社の監査役を分担して兼任してお

り、OST 及びその子会社の監査については OST の内部監査室と連携しながら進めていたが、OST の内部監査室は 3 名のみであり、その傘下に 15 社の連結子会を有する会社としては十分ではない。

- ② **内部通報制度の機能不全** EN の内部通報制度は全く記載なく、OS 及び OST の内部通報制度を活用するしかなかったのではないかと思う。ただし、OS 及び OST の内部通報で EN の会計処理に関する通報は過去 4 年間で皆無であった。その代わり、会計監査人に対して、内部告発がなされ、EN における会計不正が発覚した。
- ③ **会計処理に係る社内ルールの不明確さ・不適切な運用** 個別原価計算や費用処理を行う時期やプロジェクトコードの設定ルールが不明確で、恣意的な解釈が行われ、仕掛品残高の不適切な調整に繋がった。
- ④ **監査法人との連携不足** 会計監査を監査法人任せではなく、連携を強化し、問題意識を共有化し、会計監査人からの情報を生かさねばならない。
- ⑤ **関与者に対する責任追及の不透明さ** また、2021 年 2 月に EN において、前渡金に係る不適切な会計処理が発覚した際の、X 氏の関与を明確にしないまま、X 氏を EN の社長から退任させた。従業員は「不適切な会計処理を行ったとしても、たいしたことはない」との認識を持ってしまった。

## 8. 責任者の処分

2022 年 1 月 14 日に OS と OST の関係者の処分が発表された。OS の社長は基本報酬の 50%減額（3 か月）、副社長は専務に降格し基本報酬 30%減額（3 か月）及び OST の社長に就任、専務は辞任。OST の社長、取締役管理本部長は辞任。（異動はすべて 2022 年 1 月 17 日付）

### 私のコメント

私が注目したのは、次のことである。

- ① 何故、EN に独立した監査機能を持たせないのか。孫会社とはいえ、従業員は 330 名、売上高は 36.2 億円。資本金は 1 億円の規模である。監査法人や内部監査は OST に依頼するにしても、監査役は、もっと調査力と発言力を高める必要がある。  
例えば、自らの会社で起きた不祥事につき、自社の取締役兼 OST の執行役員の言いなりになってしまう、又は、何も言っていない。  
また、OST の内部監査室長が作成した、一部隠蔽した報告書や改善指示書及び裏の監査概況書の配布先にもなっていない。社長にも届いていない。EN が軽く見られている。
- ② 重要な事、EN の従業員が、前渡金以外の不適切な会計処理の存在を、内部監査室及び取締役兼 OST の執行役員に調査時に伝えたというが、それについては、詳細な確認等

がなされないまま、また会計監査人に伝えられることもなかった、という。なぜ、この従業員は自社の監査役に伝えなかったのか。伝わっていたら、監査役は動いたろうか。

- ③ これが子会社、孫会社の監査体制の実態とは思いたくない。しかし、あり得る話である。ENの社長の退任だけが報じられているが、これで良いのだろうか。元はといえば、OS及びOSTの「バーター取引」や「レガシー」と呼ばれる不正の種こそ問題である。
- ④ 責任者の処分については、ENの不正会計に関与した役員及びOSTの役員についても検討対象になろうかと思う。